

■策定の趣旨と役割

1 策定の趣旨

本市は、計画的かつ安定的な行財政運営を行っていくため、2008年（平成20年）3月に「つくばみらい市総合計画（基本構想、基本計画）」を策定、2012年（平成24年）3月に「つくばみらい市総合計画新基本計画」を策定しました。

本市における状況は、日本における人口減少社会への対応、地方分権による権限の移譲、少子高齢化の急速な進展、市民ニーズの多様化、さらには、東日本大震災や関東・東北豪雨等の経験を踏まえた新たな自然災害への対応など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しています。

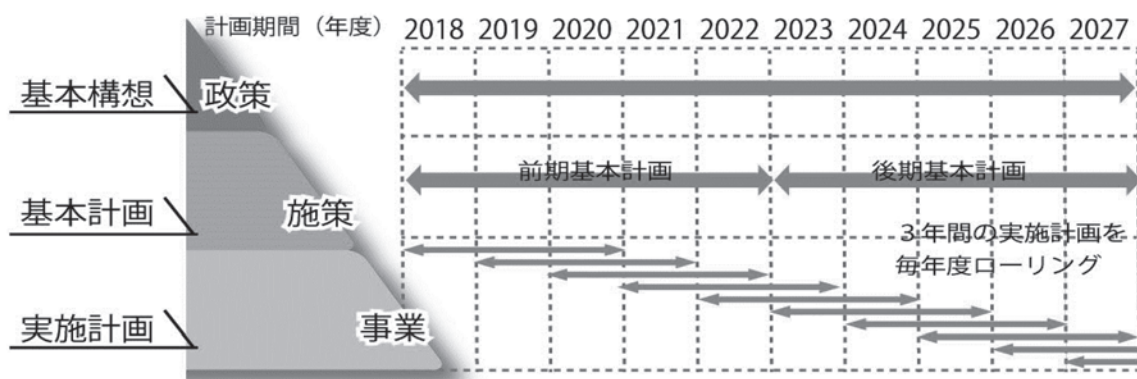
本市では、こうした社会経済環境の変化に的確に対応するとともに、魅力あるまちづくりを進展するため、計画的かつ安定的な行政運営を行っていく必要があります。

そこで、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況等を勘案した上で、「つくばみらい市総合計画条例」に基づき、市民と行政のまちづくりの行動計画となる第2次つくばみらい市総合計画を市民参画の下、策定するものです。

2 計画の構成

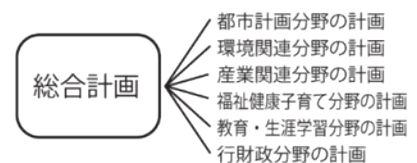
総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。

- (1) 基本構想（10年間） 2018年度（平成30年度）～2027年度
本市の行政を総合的かつ計画的に運営するために、将来像と目標を明らかにします。
- (2) 前期基本計画（5年間） 2018年度（平成30年度）～2022年度
将来像を実現するために、具体的に推進すべき施策を体系的に明らかにします。
- (3) 実施計画 計画期間は3年間（毎年度ローリングする）
基本計画に示した施策に対応する事業の具体的な計画です。



3 個別計画との関係

総合計画は、行政が取り組むまちづくりのあらゆる分野を網羅した市の最上位計画です。個別計画は、総合計画に即して策定される、まちづくりの特定の分野に関する個別具体的な計画です。そのため、個別計画は、総合計画との整合を図り策定することが求められます。



▲総合計画と個別計画との関係（イメージ）